

令和 8 年 6 月 1 日

# 第 6 回定例会 議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 6 号

令和 8 年 第 6 回 定例会

日時：令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

|      |       |         |
|------|-------|---------|
| 「出席」 | 教 育 長 | 丹 羽 恵玲奈 |
|      | 委 員   | 小 川 賀 代 |
|      | 委 員   | 福 田 雅   |
|      | 委 員   | 中 野 円 佳 |

|                   |               |         |
|-------------------|---------------|---------|
| 「説明のために出席した教育局職員」 | 教 育 推 進 部 長   | 吉 田 雄 大 |
|                   | 教 育 推 進 部 参 事 | 真 下 聡   |
|                   | 教育総務課長事務取扱    |         |
|                   | 学 校 運 営 課 長   | 宮 原 直 務 |
|                   | 学 校 施 設 課 長   | 足 立 和 也 |
|                   | 教 育 指 導 課 長   | 山 岸 健   |
|                   | 教育施策推進担当課長    | 高 橋 拓 也 |
|                   | 児 童 課 長       | 大 塚 仁 雄 |
|                   | 教育センター所長      | 木 内 恵 美 |
|                   | 真砂中央図書館長      | 奥 田 光 広 |

|       |           |         |
|-------|-----------|---------|
| 「書 記」 | 庶 務 係 長   | 大 川 育 子 |
|       | 庶 務 係 主 査 | 平 手 由佳莉 |

令和 8 年

## 第 6 回教育委員会定例会

令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 第二委員会室

議事録署名人 中野 円佳 委員

### 第 1 議事録の承認

議事録第 4 号 （令和 8 年第 4 回定例会）

### 第 2 議案の審議

第 4 7 号議案 審査請求に対する裁決について

第 4 8 号議案 審査請求に対する裁決について

第 4 9 号議案 審査請求に対する裁決について

第 5 0 号議案 審査請求に対する裁決について

第 5 1 号議案 「第 8 回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用について

### 第 3 報告事項

(1) 小学校特別支援学級（固定制自閉症・情緒障害学級）の開設について （資料第 1 号）

(2) いじめの重大事態に係る対応について （資料第 2 号）

※報告事項（2）については、非公開になることが見込まれています。

### 第 4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 それでは、第6回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は清水委員がご欠席です。小川委員及び中野委員はオンラインでのご出席をいただいております。福田委員は対面でご出席いただいております。また、理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、中野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

### 議事録第4号 (令和8年第4回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入ります。

第1、議事録の承認です。議事録第4号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 第2 議案の審議

### 第47号議案 審査請求に対する裁決について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は5件です。

初めに、第47号議案「審査請求に対する裁決について」。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第47号議案、審査請求に対する裁決についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

審査請求人が令和8年1月9日に提起した行政情報一部公開決定処分に対する審査請求につきまして、裁決するものでございます。主文は、本件審査請求を却下するというものでございます。

「第1 事案の概要」でございます。

1、令和7年10月31日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名または内容として、「国際バカロレア機構の誰かが『成澤区長様』、『丹羽育長様』宛てで、『残暑の候、区長様、教育長様におかれましては益々ご健勝のことと存じます。去る7月30日のIB総裁及び幹部職員の訪問に際しまして、またシンポジウムを開催していただき、誠にありがとうございました。(以下略)』と送った文書。メールを含む」との公開請求を行いました。

2、令和7年10月31日、処分庁は、対象行政情報1点を特定した上で、法人担当者等の氏名・役職・電子メールアドレスについては、文京区情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとして、行政情報を一部公開とする決定を行いました。

3、令和8年1月9日、審査請求人は、本件一部公開決定処分の取り消しを求める審査請求を提起しました。

4、令和8年2月10日、審査庁は、対象の処分または争点を共通とすることを理由に、本件審査請求外2件の審査請求につきまして、行政不服審査法の規定により審理手続を併合いたしました。

5、令和8年2月25日、処分庁は、本件処分の非公開情報のうち、国際バカロレア機構担当者の役職は、文京区ホームページで公開された情報であるため、当該部分を非公開とした決定は誤りであったとして本件処分を取り消し、同日、行政情報一部公開決定処分を行いました。

6、令和8年4月21日、審査庁は、審理手続を併合している本件審査請求外2件の審査請求につきまして、処分庁による本件処分の取り消し等によって、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認めるに至ったため、審理手続を分離いたしました。

続きまして、「第2 審理関係人の主張の要旨」でございます。

審査請求人の主張につきましては、「1 審査請求人の主張」に詳しく記載されておりますが、主なものといたしましては、非公開とされた役職は一人だけに与えられた役職名ではないことから、複数の情報を照合することで特定の個人を識別することができるものではないというもの、文京区及び教育委員会は交渉していた国際バカロレア機構の人物の役職名を公表しており、本件処分で非公開とする理由がないというものでございます。

次に、「第3 理由」でございます。

1、行政不服審査法に基づく審査請求は、同法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取り消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、または維持することができないものでございます。

2、これを本件について見ますと、前記第1の5のとおり、処分庁によりまして本件処分は既に取り消しがなされております。

3、したがいまして、本件審査請求は既に取り消された処分の取り消しを求めるものとなりますので、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなるものでございます。

最後に、「第4 結論」でございます。

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 今回の部長の説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お諮りしてよろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第48号議案 審査請求に対する裁決について

○丹羽教育長 続きまして、第48号議案「審査請求に対する裁決について」でございます。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第48号議案、審査請求に対する裁決についてにつき

まして、提案理由のご説明を申し上げます。

審査請求人が令和8年1月20日に提起した行政情報一部公開決定処分に対する審査請求につきまして、裁決するものでございます。主文は、本件審査請求を却下するというものでございます。

「第1 事案の概要」でございます。

1、令和8年1月7日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名または内容として、「2025年1月15日の文京区教育委員会の第1回定例会の会議録において、教育施策推進担当課長の発言として、『国際バカロレア機構の本部はジュネーブにあるのですが、日本人で代表する方がいらっしゃいます』と記録されているところの、ここ而言及されている日本人が国際バカロレア機構を代表することを客観的に裏づける証拠を示す文書一式」との公開請求を行いました。

2、令和8年1月7日、処分庁は、本件公開請求に対して、公開決定等の期限の延長を行いました。

3、令和8年1月13日、処分庁は、対象行政情報2点を特定した上で、法人担当者等の氏名・所属・電子メールアドレス・役職及びコンサルタント名については、文京区情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとして、行政情報を一部公開とする決定を行いました。

4、令和8年1月20日、審査請求人は、本件一部公開決定処分の取り消しを求める審査請求を提起しました。

5、令和8年2月10日、審査庁は、対象の処分または争点を共通とすることを理由に、本件審査請求外2件の審査請求につきまして、行政不服審査法の規定により審理手続を併合いたしました。

6、令和8年2月25日、処分庁は、本件処分の非公開情報のうち、国際バカロレア機構担当者の役職は、文京区ホームページで公開された情報であるため、当該部分を非公開とした決定は誤りであったとして本件処分を取り消し、同日、行政情報一部公開決定処分を行いました。

7、令和8年4月21日、審査庁は、審理手続を併合している本件審査請求外2件の審査請求につきまして、処分庁による本件処分の取り消し等によって、一の審査手続により審理を行うことが適当でないと認めるに至ったため、審理手続を分離いたしました。

続きまして、「第2 審理関係人の主張の要旨」でございます。

審査請求人の主張につきましては、「1 審査請求人の主張」に詳しく記載されておりますが、主なものといたしましては、公開請求したものは、令和7年1月15日の教育委員会定例会における発言に関する根拠となる文書であり、当該定例会の日より前のものでなければならないというものと、公開された文書は、名刺とアドバイザーの役職内容を記したものにすぎず、国際バカロレア機構を代表することを客観的に裏づけた文章とは言えないというものでございます。

次に、「第3 理由」でございます。

1、行政不服審査法に基づく審査請求は、同法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取り消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、または維持することができないものでございます。

2、これを本件について見ますと、前記第1の6のとおり、処分庁によりまして本件処分は既に取り消しがなされております。

3、したがって、本件審査請求は既に取り消された処分の取り消しを求めるものとなります

ので、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなるものでございます。

最後に、「第4 結論」でございます。

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第49号議案 審査請求に対する裁決について

○丹羽教育長 続きまして、第49号議案「審査請求に対する裁決について」。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第49号議案、審査請求に対する裁決についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

審査請求人が令和8年2月16日に提起した行政情報一部公開決定処分に対する審査請求につきまして、裁決するものでございます。主文は、本件審査請求を却下するというものでございます。

「第1 事案の概要」でございます。

1、令和8年1月23日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名または内容として、「文京区と国際バカロレア機構の相互協力及びそれに基づく教員研修事業に関する区側とスマイルボタン側のやりとりの記録やメール等の連絡等の記録一式」との公開請求を行いました。

2、令和8年1月23日、処分庁は、本件公開請求に対して公開決定等の期限の延長を行いました。

3、令和8年2月2日、処分庁は、対象行政情報1点を特定した上で、担当者の氏名、法人の組織体制等に関する情報については、文京区情報公開条例第7条第2号または第3号に規定する非公開情報に該当するとして、行政情報を一部公開とする決定を行いました。

4、令和8年2月16日、審査請求人は、本件一部公開決定処分の取り消しを求める審査請求を提起しました。

5、令和8年3月12日、処分庁は、本件処分の非公開情報のうち、スマイルボタンがNPO法人としての認証を得られる日程はウェブサイトで公開されている情報であるため、当該処分を非公開とした決定は誤りであったとして本件処分を取り消し、同日、行政情報一部公開決定処分を行いました。

続きまして、「第2 審理関係人の主張の要旨」でございます。

審査請求人の主張につきましては、「1 審査請求人の主張」に詳しく記載されておりますが、主なものといたしましては、スマイルボタンは随時契約に当たっての業者指定理由はなかったのであ

るから、非公開とされた「確認事項① スマイルボタン関係」の箇所は、たとえ法人の内部管理に関する情報であったとしても、公にすることにより、今後の運営方針等が容易に推察できるようになることから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるとは言えないというものでございます。

次に、「第3 理由」でございします。

1、行政不服審査法に基づく審査請求は、同法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取り消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、または維持することができないものでございします。

2、これを本件について見ますと、前記第1の5のとおり、処分庁によりまして本件処分は既に取り消しがなされております。

3、したがって、本件審査請求は既に取り消された処分の取り消しを求めるものとなりますので、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなるものでございします。

最後に、「第4 結論」でございします。

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決するというものでございします。

説明は以上でございします。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございしますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第50号議案 審査請求に対する裁決について

○丹羽教育長 続きまして、第50号議案「審査請求に対する裁決について」です。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第50号議案、審査請求に対する裁決についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

審査請求人が令和8年2月16日に提起した行政情報一部公開決定処分に対する審査請求につきまして、裁決するものでございします。主文は、本件審査請求を却下するというものでございします。

「第1 事案の概要」でございします。

1、令和8年1月30日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名または内容として、「文京区職員措置請求監査結果に(中略)『I B Oがシルバーファーンに外部提供者契約を付与したことを証明する書類が、令和7年11月12日にI B Oから区に送付された』と記載があるところ、(中略)I B Oから区に送付されたとされる『I B Oがシルバーファーンに外部提供者契約を付与したことを証明する書類』一式」との公開請求を行いました。

2、令和8年1月30日、処分庁は、本件公開請求に対して公開決定等の期限の延長を行いまし



た。

3、令和8年2月4日、処分庁は、対象行政情報1点を特定した上で、コンサルタント名については、文京区情報公開条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとして、行政情報を一部公開とする決定を行いました。

4、令和8年2月16日、審査請求人は、本件一部公開決定処分の取り消しを求める審査請求を提起しました。

5、令和8年3月24日、処分庁は、再度、対象となる行政情報について検討した結果、対象行政情報を特定し直して本件処分を取り消し、同日、行政情報一部公開決定処分を行いました。

続きまして、「第2 審理関係人の主張の要旨」でございます。

審査請求人の主張につきましては、「1 審査請求人の主張」に詳しく記載されておりますが、主なものといたしましては、公開された文書はコンサルタントの役職名と役職内容を説明したものにすぎず、公開請求した文書ではないというものでございます。

次に、「第3 理由」でございます。

1、行政不服審査法に基づく審査請求は、同法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取り消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、または維持することができないものでございます。

2、これを本件について見ますと、前記第1の5のとおり、処分庁によりまして本件処分は既に取り消しがなされております。

3、したがって、本件審査請求は既に取り消された処分の取り消しを求めるものとなりますので、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなるものでございます。

最後に、「第4 結論」でございます。

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第51号議案 「第8回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 続きまして、第51号議案『第8回平和を願う文京戦争展』の後援名義の使用についてです。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第51号議案、「第8回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義の使用申請書をご覧ください。

申請団体は平和を願う文京戦争展実行委員会、代表者は國府田久美子でございます。事業名は、第8回平和を願う文京戦争展。実施は、令和8年7月25日（土）から7月27日（月）までの3日間を予定しております。実施場所は、文京シビックセンター アートサロンでございます。

本事業は、過去に起きた戦争の実相を知り、現在もなお世界で戦争が絶えないことを知ることによって、戦争のない世の中、地球をつくることに人類の存続がかかっていることを知り、平和な地球をつくることが可能だということを学ぶことを目的に実施するものでございます。

対象は、文京区内の小・中学校の児童・生徒・教職員・保護者・高校生・大学生・区民の方が対象です。参加費は無料です。

このほか、資料といたしまして、実施要項・事業計画書、予算書、会則等がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用をよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○丹羽教育長** この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

**○小川委員** ご説明どうもありがとうございました。この件につきましては、これまでも何回か議論をしてきたと承知しております。今回また新たに申請をされたということですがけれども、前回と変わったところがあるようであれば、その点についてご説明をお願いいたします。

**○教育総務課長** 申請者の方からは、展示内容の詳細はまだ定まっていないというところですが、基本的には今までどおりの内容に加えて、憲法第9条であるとか、第二次世界大戦後の戦争など、幾つか追加するものがあります。資料の2ページ目の中ほどに、事業の内容的なものが書かれています。この「内容」に5点ございますけれども、中ほどの「第二次世界大戦後の」というところであるとか、「大戦後戦争をしていない」といったところ、あと「浅見洋子氏の」といったところ、この3つを追加する予定と聞いております。

また、これまで争点であった南京のことについては、これまでどおりということでございますが、ただ、南京大虐殺の「大」は隠すということは聞いております。

あと、村瀬氏の写真キャプション展示はこれまでどおり行うということですが、どれを展示するかという詳細はまだ決まっていないと聞いております。

**○丹羽教育長** ご意見がありましたらお願いします。

**○小川委員** 大虐殺のところのキャプションのことも過去において議論が上がっていたかと思うんですがけれども、たしかキャプションは写真の村瀬氏が作成されたものだというふうに以前の議論の中でも伺っていたところなんですけれども、それは著作権とかにかかわることではないかということも、教育委員会の中でも議論が上がっていたと記憶しております。なので、変更するということは、著作権のほうにも触れてしまうことではないかということを懸念しております。これまでの議論と重複しているかなと思っております。

とりあえず以上です。

**○丹羽教育長** ほかにいかがでしょうか。ほかにご意見ありますか。

**○中野委員** 前回、詳細があった上で、開催すべきでないということではなくて、自治体の教育委員会として後援するのが難しいという話だったと思うので、先ほど小川委員からご質問があった変更点がそこまでないということであると、結論としては、前回あるいは以前と同じ、後援は難しい

ということになるのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長 前回と変わらずというところで、ただ、詳細は決まっていないというところではございます。繰り返しになりますけれども、村瀬氏の写真やキャプションといったところはこれまでどおり。ただ、どれを展示するかというのがまだ決まっていないというところではございます。この戦争展自体は、区として、戦争の悲惨さであるとか、そういった内容を区民や子どもたちに伝えていくことは構わないんですけれども、ただ、政府の公式見解と違うところが一部見受けられるところがあるので、そういったところについては、区としては後援するのが難しいかなというところがこれまでの議論であったかなというところではあります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。ご意見がないようでしたら、この件につきましては、これまでの教育委員会で不承認ということで決定してまいりましたけれども、同じ決定ということになります。不承認ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。お諮りしたいと思います。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 小学校特別支援学級（固定制自閉症・情緒障害学級）の開設について

○丹羽教育長 それでは、第3、報告事項に入らせていただきます。

報告の前にお諮りしたい件がございます。

報告事項(2)、「いじめの重大事態に係る対応について」となっております。文京区教育委員会会議規則第12条ただし書で、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は、個人情報に伴うため、非公開としたいと思いますが、各委員の皆さん、非公開でご異議ございませんか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。本日は2件ございます。

まず、(1)「小学校特別支援学級（固定制自閉症・情緒障害学級）の開設について」です。この件について説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第1号に基づきまして、小学校特別支援学級（固定制自閉症・情緒障害学級）の開設についてご報告申し上げます。

まず、「1 経緯」でございます。

令和8年4月現在、文京区立小学校には自閉症・情緒障害特別支援学級を、小日向台町小学校、駒本小学校、計2校に設置しております。

まず、資料1をご覧ください。

一番上のグラフは、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童数・学級数の過去5年間の推移でございます。年々増加傾向となっており、令和3年度と比べて約1.8倍の増加となっています。

その下のグラフですが、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童数と学級数について、学校ごとにあらわしたものでございます。小日向台町小学校は、年度により増減はありますが増加傾向。駒本小学校は増加の一途をたどっています。令和7年度以降、文京区特別支援教育振興委員会において、このような状況を踏まえ、安定した学級運営を確保するため、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設が喫緊の課題とされてきました。新たな設置校の検討においては、まず、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置校の地域バランスや在籍児童の居住地等を検討しました。

資料2をご覧ください。

中央に近い位置で、各学校の施設面や特別支援学級等の設置状況を勘案した結果、明化小学校を新たに設置校として選定しました。

「2 開設時期」でございますが、令和9年4月となります。

「3 学級規模」でございますが、既存の2校の自閉症・情緒障害特別支援学級等から転校の希望も含め、2学級、10名から15名程度を想定しております。

「4 スケジュール」ですが、本日、教育委員会への報告。その後、6月18日、議会に報告を行います。また、学校園につきましては、6月23日、合同校園長会で報告。9月、10月ごろ、入級を検討される保護者説明会を実施してまいります。

報告は以上でございます。

**○丹羽教育長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

**○福田委員** ちょっと細かい表現なんですけれども、「経緯」のところで、2段落目の2行目ですか、「安定した学級運営を確保するため」というのは、どういう意味なのかなと思って。今、不安定な状況が何か生じているのか。誰のための話をしているのかなと、その表現のところがちょっと気になったというのと、ここ数年の増加傾向というのは、理由というか、もし何かあれば。今までこの学級を希望する人が少なかつただけなのか、それとも、こういう症状になられているお子さんがふえているのか、そのあたりも含めて教えていただけるとありがたいなと思いました。

**○教育指導課長** 「安定した学級運営」というところですね。表を見ていただいて、小日向台町小学校の児童数が30名、駒本小学校が51名と、子どもたちの数が増加していて、特に駒本小学校のほうは、教室等も、これまでも教室を増加させるなどという対応をしてきたんですが、今現在、学校の規模と学級数からすると、子どもの数がいっぱいいっぱいになってきています。そういった面で、子どもがふえると、教員数はもちろんふえるんですが、活動する場所ですとか、教育環境とかというところについては、自閉症・情緒障害の場合、そういった子どもたちは環境に大きく左右されることもあるので、できたらもう1級ふやして、そこで子どもの数を少し安定した状態にして、子どもたちがより安定した環境の中で授業等が行えるような、そんなところを教育委員会としては目指しております。

それと、もう一点の増加というところになります。これについては、表のほうでは令和3年になっていますが、その前の年ぐらいから、情緒障害特別支援学級のお子さんの数が少しずつふえてきて、いずれ文京区のほうでも増級する必要があるだろうということは、この令和3年のときにも検討してまいりました。

子どもの数自体が実際文京区のほうにふえているというのは、文京区の特別支援学級を目指されて転居される方も例年数名いる。そういったところもあわせて、文京区の子どもたちのニーズがふえているというのが現状でございます。

○丹羽教育長 この間、文京区の人口もふえていますよね。それもありますね。あと、転校してこられる方もいらっしゃるということかなと。

ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 マップを出していただいているんですけれども、今、明化小学校にできるとすると、住んでいらっしゃる学区で言うと、おおむね駒本小の一部が新しいところに移る可能性があるというふうに見られているのでしょうか。小日向台町のほうはあまり変わらず、この2校での行き来が発生すると見られているのかどうか教えてください。

○教育指導課長 おっしゃるとおり、今、上と下で見いただきますと、中間よりも少し駒本小に近いところになります。この立地からすると、小日向台町小学校から多くの子が転入してくるといのは、なかなか距離的にも。実際我々、区全体の子どもたちの点在も確認してまして、明化の学区域近くから駒本に通われている子たちも数名いらっしゃるの、その子たちが、明化小が開設されれば転校ということも考えられるというふうに想定しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがですか。

○中野委員 基本的には、ご家族がというか、ご家庭で都合のよいほうを選ぶのだと思うんですけれども、小日向台町に関しては、行く行く改築の関係で場所が変わったりすると、またそのアクセス面で変化があるかなと思うので、そうすると、ご家庭によっては、小日向台町に来ていたような特別支援の方が明化にということもあり得るのかなと思って伺いました。

○教育指導課長 おっしゃるように、明化の学区域から駒本というのも想定していますが、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、環境の変化になかなか対応できないお子さんもいらっしゃいますので、もしかすると、駒本のほうに長年通っているお子さんは、あまり環境を変えないでという可能性もございますし、小日向台町小学校が移転した際には、そちらはまた教育委員会のほうで検討しまして、そちらのほうに設置ができるか、あるいは、そのときにまた必要であれば特別支援教育の振興委員会を開いて検討していくような形で考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の案件につきましては個人情報もございますので、非公開ということで進めさせていただきます。

#### 第4 その他の事項

○丹羽教育長 その前に、第4、その他の事項ということで、毎回、ご意見があるかどうかを確認させていただいております。何かありますでしょうか。ないようであれば、次の案件に進みたいと思います。

それでは、この非公開の報告事項をもちまして本日の教育委員会は終了となりますので、恐れ入りますが、傍聴の方はこれよりご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(以下、非公開)

令和 8 年 6 月 1 日

議事録署名人

教育長

委員